

北大阪労働基準監督署発表  
令和8年4月15日（水）

【照会先】  
北大阪労働基準監督署  
電話  
072-391-5825

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

- ①木材加工用機械作業主任者の職務懈怠の疑い
- ②機械の運転を停止させずに木材加工用機械の掃除をさせた疑い

令和8年4月15日、北大阪労働基準監督署（署長 みやもとまさゆき 宮本正之）は、株式会社  
登製作所ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検し  
ました。

### 記

#### 1 被疑者

- (1) 株式会社ふちとせいさくしょ登製作所（以下「被疑会社」という。）

本店所在地 大阪府交野市幾野

事業内容 木製家具製造業

- (2) 同社工場長A（以下「被疑者A」という。）

#### 2 違反条文等

労働安全衛生法違反

同法第14条

労働安全衛生法施行令第6条第6号

労働安全衛生規則第130条第1号

同法第20条第1号

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第107条第1項

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

#### 3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の工場長として労働者の安全管理を行う者ですが、令和  
7年9月23日、労働者Bに木材加工用機械の掃除作業を行わせるに当たり、

- (1) 木材加工用機械作業主任者として木材加工用機械を使用する作業を直接指揮

- しなければならなかったのに、指揮していなかった疑いがあるものです。
- (2) 木材加工用機械の掃除の際には機械の運転を停止しなければならないのに、停止しなかった疑いがあるものです。

#### 4 参考事項

- (1) 令和7年9月23日、木材加工用機械の掃除作業を行っていた労働者Bが木材加工用機械のフレームと同機械の可動部に頭部を挟まれ死亡する災害が発生しました。
- (2) 適用条文は、別紙のとおり。

## ◎労働安全衛生法

### (作業主任者)

**第十四条** 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

### (事業者の講ずべき措置等)

**第二十条** 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

### (労働者の遵守事項)

**第二十七条** 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

### (罰則)

**第百十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

### (罰則)

**第百二十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## ◎労働安全衛生法施行令

### (作業主任者を選任すべき作業)

**第六条** 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

(一乃至五省略)

- 六 木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。)を五台以上(当該機械のうち自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、三台以上)有する事業場において行う当該機械による作業

◎労働安全衛生規則

(掃除等の場合の運転停止等)

第一百七条

第一項 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

(木材加工用機械作業主任者の職務)

第一百三十条 事業者は、木材加工用機械作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

- 一 木材加工用機械を取り扱う作業を直接指揮すること。
- (二乃至四省略)